

平成 17 年 10 月 19 日
企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第 11 号

「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」

企業会計基準適用指針公開草案第 14 号

「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針(案)」
の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、平成 13 年 11 月の商法改正における新株予約権制度の導入を受け、新株予約権のストック・オプションとしての利用が活発化していることから、その会計処理について検討を行い、その検討結果を平成 16 年 12 月に、企業会計基準公開草案第 3 号「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」として公表し、広く意見を求めました。一方、この公開草案の検討の中で重要な論点の 1 つとなった、費用認識の相手勘定に関しては、貸借対照表における貸方項目の区分表示のあり方全般の問題として検討する必要があると考え、そのためのプロジェクトを新たに立ち上げました。この中で、先の公開草案に対するコメントも参照しつつ検討を重ねた結果、平成 17 年 8 月に、企業会計基準公開草案第 6 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(案)」及びその適用指針の公開草案を公表いたしました。

当委員会では、先の公開草案に対して寄せられたコメントや、新たなプロジェクトにおける検討の成果も踏まえて、先の公開草案の内容を見直すとともに、その適用指針の開発を進めてまいりましたが、今般、その成果を公表し、見直された企業会計基準(案)とその適用指針(案)の全体について広くコメントを求めることとし、平成 17 年 10 月 14 日の第 90 回企業会計基準委員会において、標記の公開草案（以下「本公開草案」という。）として公表することが承認されました。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。コメントは、平成 17 年 11 月 21 日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、名前が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

なお、本公開草案は、企業会計基準公開草案第 6 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(案)」の内容を前提としております。したがって、この公開草案の内容が修正された場合には、本公開草案も修正される場合があることにご留意ください。

記

電 子 メ ー ル：stockop@asb.or.jp

F A X：03-5510-2717

お問い合わせ先：03-5510-2737

本公開草案の概要

I 会計基準案の概要

■ 範囲 (第3項)

- ① 「ストック・オプション」(*)を付与する取引
- ② 「自社株式オプション」を財貨・サービス取得の対価として付与する取引(①を除く)
- ③ 「自社の株式」を財貨・サービス取得の対価として交付する取引

*ストック・オプションとは、企業がその従業員等に報酬として付与する自社株式オプションをいう。

■ スtock・オプションに関する会計処理

1. 権利確定日以前の会計処理(第4項から第8項)

(1) スtock・オプションを付与した場合

- ① 従業員等からのサービスの取得に応じ、費用として計上する。
- ② 対応する金額は、ストック・オプションの権利行使又は失効が確定するまでの間、貸借対照表の純資産の部に新株予約権として計上する。

(2) 各報告期間の費用処理額

「ストック・オプションの公正な評価額」(*)を、対象勤務期間(付与日から権利確定日までの期間)を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき配分して算定する。

*ストック・オプションの公正な評価額=ストック・オプションの公正な評価単価×ストック・オプション数

1) スtock・オプションの公正な評価単価

- ① 付与日現在で算定する(その後は見直さない)。
- ② 算定技法(株式オプション価格算定モデル等)の利用により見積る。
⇒ 付与するストック・オプションの特性や条件等を適切に反映するよう調整を加える。

2) スtock・オプション数

- ① 付与日から権利確定日の直前までの取扱い
ストック・オプション数(見積数) = 付与数 - 権利不確定による失効数(見積数)
- ② 権利不確定による失効の見積数に重要な変動が生じた場合の取扱い
見直し後のストック・オプション数に基づくストック・オプションの公正な評価額に基づき、当該報告期間までに費用として処理すべき額を再び算定し、見直しによる影響額を変動が生じた期に損益として計上する。
- ③ 権利確定日における取扱い
ストック・オプション数(見積数)を、権利確定数に一致させ、この修正による影響額は、権利確定日に損益として計上する。

2. 権利確定日後の会計処理(第9項、第10項)

(1) 権利行使の場合

権利行使に対応する新株予約権は、払込資本に振り替える。

- (2) 権利不行使による失効の場合

失効に対応する新株予約権は、原則として、当該失効が確定した期に利益として計上する。

3. 未公開企業における取扱い（第11項）

- (1) スtock・オプションの「公正な評価単価」に代え、「単位当たりの本源的価値」の見積り（＝自社の株式の評価額－行使価格）による算定を認める。

- (2) 単位当たりの本源的価値による場合の取扱い

- ① 付与日現在で、単位当たりの本源的価値を見積り、その後は見直さない。
② 「公正な評価単価」を「単位当たりの本源的価値」と読み替えて本会計基準を適用する。

なお、一定の注記による開示が求められる（⇒ 開示⑤）。

4. Stock・オプションに係る条件変更の会計処理（第12項から第14項）

- (1) Stock・オプションの公正な評価単価を変動させる条件変更

A 付与日におけるStock・オプションの公正な評価単価

B 条件変更日におけるStock・オプションの公正な評価単価

- ① $A < B$ の場合

条件変更日以後も、Aに基づくStock・オプションの公正な評価額の配分を継続することに加え、Bが、Aを上回る部分(B-A)に見合う、Stock・オプションの公正な評価額の増加額につき、以後追加的な配分計算を行う。

- ② $A \geq B$ の場合

条件変更日以後も、Aに基づくStock・オプションの公正な評価額の配分を継続する。

- (2) Stock・オプション数を変動させる条件変更

見直したStock・オプション数に基づくStock・オプションの公正な評価額と、それまでに計上した費用の額との差額を残存期間にわたり計上する。

- (3) 費用の合理的な計上期間を変動させる条件変更

以後、新たな計上期間にわたって、条件変更前の残存期間に計上すると見込んでいた額を計上する。

■ 自社株式オプションを財貨・サービス取得の対価とする取引（第15項）

Stock・オプションに関する会計処理を適用する。ただし、次の点に留意する必要がある。

- ① 取得した財貨又はサービスを資産として計上する場合がある。
② 自社株式オプションの公正な評価額若しくは取得した財貨又はサービスの公正な評価額のうち、いずれかより高い信頼性をもって測定可能な評価額で算定する。
③ 自社株式オプションの公正な評価単価の算定に関し、市場価格が観察できる場合にはこれによる。

■ **自社の株式を財貨・サービス取得の対価とする取引**（第16項）

- ① 取得した財貨又はサービスを財務諸表上で認識し、対応額を払込資本として計上する。
- ② 自社の株式の契約日における公正な評価額若しくは取得した財貨又はサービスの公正な評価額のうち、いずれかより高い信頼性をもって測定可能な評価額で算定する。

■ **開示**（第17項）

次の事項を注記する。

- ① 本会計基準の適用による財務諸表への影響額
- ② 各報告期間において存在したストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
- ③ 公正な評価単価の見積方法
- ④ 権利確定数の見積方法
- ⑤ 本源的価値による算定を行う場合
当該ストック・オプションに係る次の金額
 - ・各期末における本源的価値の合計額
 - ・各報告期間中に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
- ⑥ 条件変更の状況
- ⑦ 付与した自社株式オプション又は交付した自社の株式に対価性がない場合、その旨及びそのように判断した根拠

なお、財貨又はサービスの対価として自社株式オプションや自社株式を用いる取引についても、ストック・オプションを付与する取引に準じて該当する事項を注記する。

■ **適用時期及び経過措置**（第18項、第19項）

- (1) 会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式につき適用される。
- (2) ただし、開示の②に関しては、会社法の施行日より前に付与されたストック・オプションであっても、会社法の施行日以後に存在するものについて適用される。
- (3) 本会計基準の適用開始時期より前に付与され、適用開始時期以後に条件変更したストック・オプションに関しては、ストック・オプションの条件変更日における公正な評価単価が、付与日における公正な評価単価を上回った部分に見合う、ストック・オプションの公正な評価額の増加額につき、条件変更日以後、本会計基準を適用して会計処理を行う。

II 適用指針案の概要

■ ストック・オプションの公正な評価単価の算定方法

1. 算定技法が満たすべき要件（第5項）

- ① 確立された理論を基礎とし、実務で広く適用されていること。
- ② 算定対象となるストック・オプションの主要な特性（権利確定数の見込みに関するものを除く）をすべて反映していること。

(1) 株式オプションの特性の反映（第6項）

次の基礎数値が考慮されていることが必要。

- ①行使価格、②満期までの期間、③算定時点株価、④株価変動性、⑤配当額（②の期間におけるもの）、⑥無リスクの利子率

(2) 譲渡禁止特性の反映（第7項）

「満期までの期間」に代え、「予想残存期間」(*)を用いることで反映する（ブラック・ショールズ式等の場合）。

*予想残存期間＝算定時点から平均的に権利行使されると見込まれるまでの期間

なお、二項モデル等の場合には、満期までの株価変動を想定した上で、株価が一定以上に上昇した時点で権利行使が行われるなど、従業員等の権利行使等に関する行動の傾向を想定することで反映することになる。

(3) 算定技法の変更が認められる場合（第8項）

- ① 付与されたストック・オプションの特性を反映するために必要な場合。
- ② 新たに開発された算定技法を用いることにより、より信頼性の高い算定が可能となる場合。

2. 基礎数値の見積り（第9項）

当該企業に係る客観的な過去の情報を基礎としつつ、合理的な調整を行う。

(1) 株価変動性（ボラティリティ）（第10項から第12項）

1) 過去の株価実績に基づく株価変動性の見積り方法

- ① 算定時点における予想残存期間等に対応する直近期間の株価情報を用いる。
- ② 一貫した観察頻度と観察時点で価格を観察する。
- ③ 株価変動性の見積りに重要な影響を及ぼす将来事象は、公表されている場合に限り反映する。
- ④ 異常情報は排除する。

2) 当該企業の株式オプション市場価格から逆算した株価変動性を利用するための条件

次の要件を満たし、算定値に十分な信頼性があると認められるときに限りこれを参照することができる。

- ① 活発に取引されている市場において形成された価格情報に基づいていること。
- ② 算定対象たるストック・オプションの算定日に十分に近い時点で測定された価格情報であること。

- ③ 権利行使価格、オプション期間等が、算定対象たるストック・オプションと類似していること。
- 3) 公開後の日が浅い企業における留意点
- ① 少なくとも2年分の日次ないし週次データがあれば、適切に株価変動性を見積ることができるものと推定する。
- ② ①の条件を満たさない場合には、次の順序で不足する情報を補う。
- a. 当該企業の類似の株式オプションの市場価格から逆算した株価変動性
- b. 当該企業と類似する企業に関する株価変動性を見積り
- ③ b.により不足する情報量を補う場合には、業種、企業の発達段階や規模、各種の財務指標等を考慮して、当該企業と最も類似性の高い企業を選定する。
- (2) スtock・オプションの予想残存期間（第13項、第14項）
- 権利確定までの期間、権利行使に関する従業員等の行動傾向、株価変動性等の要因を考慮して見積るが、合理的に見積ることができない場合には、算定時点から権利行使期間の半ばまでの期間と推定する。
- (3) その他の基礎数値(第15項、第16項)
- ① 無リスクの利率：オプション期間に対応する期間の国債、政府機関債又は優良社債の利回りを用いる。
- ② 配当額：基本的には過去の実績に基づいて見積る。

■ スtock・オプションとサービスとの対応関係の認定

1. 対象勤務期間（付与日から権利確定日までの期間）の判定（第17項）

権利確定日は次のように判定する。

- (1) 明示的に勤務条件が付されている場合 ⇒ 権利確定日として定められた日
- (2) 勤務条件が付されているとみなされる場合(*) ⇒ 権利行使期間の開始日の前日

*勤務条件が付されているとみなされる場合

- ・権利行使期間の開始日が明示されており、かつ、
- ・それ以前にストック・オプションを付与された従業員等が自己都合で退職した場合に権利行使ができなくなるとき

- (3) 条件の達成に要する期間が固定的でない権利確定条件が付されている場合
⇒ 権利確定日として合理的に予測される日

2. 権利確定条件が付されていないか、合理的に見積ることができない場合（第18項）

- (1) 権利確定条件が付されていない（付与日にすでに権利が確定している）場合
⇒ 対象勤務期間はなく、付与日に一時に費用を計上
- (2) 権利確定日を合理的に見積ることができない場合（株価条件が付されている場合等）
⇒ 対象勤務期間はないものとみなし、付与日に一時に費用を計上

3. 複数の権利確定条件が付されている場合（第19項）

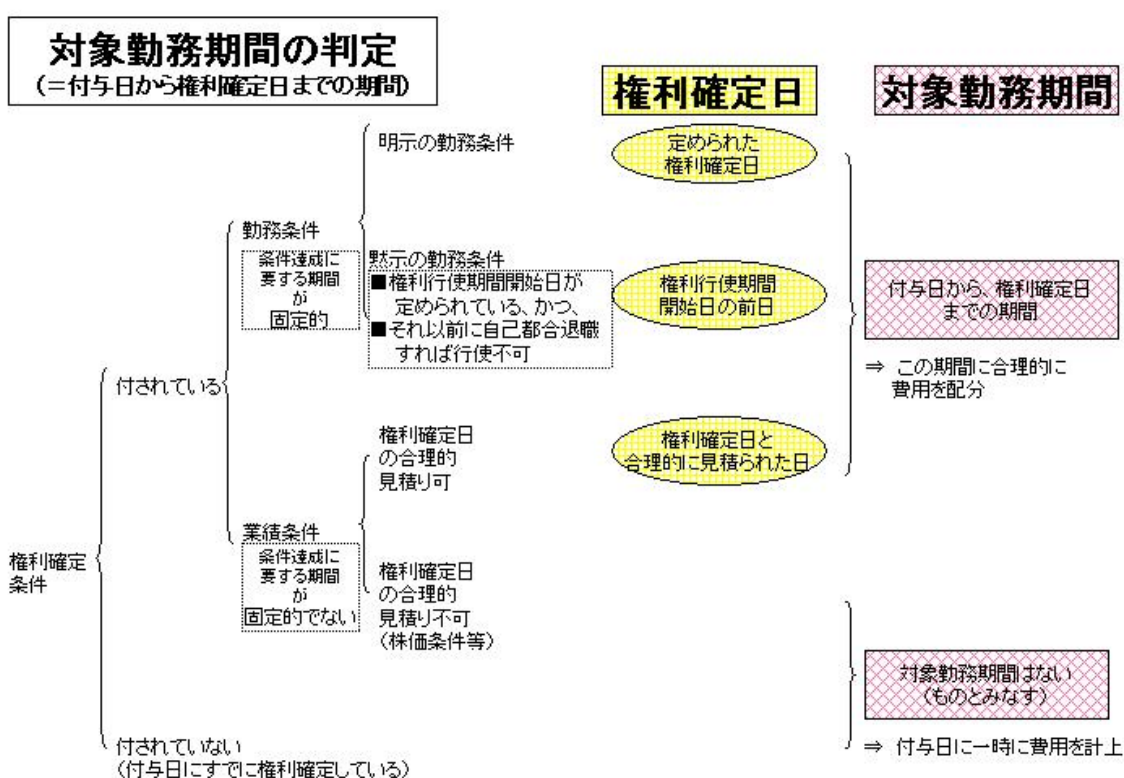
権利確定日を、次の(1)、(2)及びその組み合わせで判定。

- (1) いずれか1つを満たせばストック・オプションの権利が確定する場合
⇒ 最も早期に達成される条件が満たされる日
- (2) すべてを満たさなければストック・オプションの権利が確定しない場合
⇒ 達成に最も長期を要する条件が満たされる日

*この判定上は、株価条件等については、権利確定条件が付されていないものとみなす。

4. 段階的に権利行使が可能となるストック・オプション（第20項）

- ① 原則として、権利行使期間開始日が異なるごとに別個のストック・オプションとして会計処理を行う。
- ② ただし、付与された単位でまとめて会計処理を行うことを妨げない。



■ 権利確定日後の会計処理（第21項、第22項）

1. スtock・オプションが権利不行使により失効した場合の新株予約権戻入益

前期損益修正益にあたるものであり、特別利益に該当する。

2. 新株予約権の行使に伴い自己株式を処分した場合の会計処理

「自己株式の取得原価」と、「新株予約権の帳簿価額+権利行使に伴う払込額」の差額は、「自己株式処分差額」とする。

*自己株式処分差額については、企業会計基準公開草案第7号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準(案)」に従って会計処理を行う。

■ 親会社が自社株式オプションを子会社の従業員等に付与する場合の取扱い（第24項）

- (1) 「親会社」の個別財務諸表における取扱い
自社株式オプション付与に対応して、親会社が子会社において享受したサービスの消費を費用として認識する。
- (2) 「子会社」の個別財務諸表における取扱い
 - ① 子会社においても報酬として位置付けられている場合（例、子会社の報酬体系に組み入れられている場合）
 - ・ 親会社株式オプション付与と引き換えに従業員等から提供されたサービスの消費を費用として認識する。
 - ・ 子会社として報酬の負担を免れたことによる利益を計上する。
 - ② 子会社の報酬としては位置付けられていない場合
子会社の個別財務諸表上において会計処理を要しない。

■ 財貨又はサービスの取得の対価として自社株式オプション又は自社の株式を用いる場合の測定の信頼性の考え方（第25項）

取得した財貨又はサービスの取得価額は、対価として用いられた自社株式オプション又は対価として用いられた自社の株式の公正な評価額若しくは取得した財貨又はサービスの公正な評価額のうち、いずれかより高い信頼性をもって測定可能な評価額により算定するが、その選択に関する考え方は次のとおり。

- (1) 公開企業の場合
 - ① 自社の株式を利用するケース
⇒ 通常、自社の株式の市場価格に基づいて算定する。
 - ② 自社株式オプションを利用するケース
⇒ 通常、自社株式オプションの公正な評価額に基づいて算定する。
*ただし、特に取得する財貨等が市場価格とより直接的に結びついているような場合には、その価値で測定する方が適切な場合があり得る。
- (2) 未公開企業の場合
 - ① 自社株式オプションを利用する場合
 - ・ 財貨又はサービスの市場価格を参照できる場合には、その価値で算定する。
 - ・ 財貨又はサービスの市場価格を直接参照できない場合にも、その市場価格を合理的に見積ることにより、自社株式オプションより信頼性の高い測定が可能となる場合が多い。
 - ② 自社の株式を利用する場合
(①の場合と状況は類似しているが、)第三者割当増資や株式の売買がなされており、これらの情報をもとに一定程度の信頼性をもって自社の株式の公正な評価額を見積ることができる場合には、これに基づいて算定する。

■ 開示（第26項から第36項）

- (1) スtock・オプション会計基準の適用による財務諸表への影響額
会計基準の適用対象となっている取引について、その適用による財務諸表への次の影響額を注記する。
- ① サービスを取得した場合 ⇒ 報告期間に計上された費用の額とその科目名称
 - ② 財貨を取得した場合 ⇒ 当初の資産計上額（又は費用計上額）とその科目名称
 - ③ 権利不行使による失効が生じた場合 ⇒ 利益として計上した額
- (2) スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況
- 〔対象〕 報告期間に存在したStock・オプション
- 〔注記内容〕 与対象者の区分及び数／Stock・オプションの数（株式数ベース）（*）
付与日／権利確定条件／対象勤務期間／権利行使期間／権利行使価格／付与日における公正な評価単価／権利行使時の株価の平均値
- *Stock・オプションの数（残高数については、報告期首及び期末の数、その他は報告期中の数）、付与数、権利行使数、失効数（権利不確定によるもの、権利不行使によるもの）、権利未確定残数、権利確定未行使残数
- 〔注記単位〕 契約単位で記載する方法と、複数の契約を集約して記載する方法がある。
- *複数の契約を集約して記載する方法は、付与対象者の区分、権利確定条件の内容、対象勤務期間や権利行使期間の長さが類似しているものについて採用できる。
- 〔簡便法〕 権利行使時の株価は、月中の平均株価を用いる等の簡便で合理的な算定方法によることができる。
- (3) 公正な評価単価の見積方法
- 〔対象〕 報告期間中に付与されたStock・オプション
- 〔注記内容〕 使用した算定技法／使用した主な基礎数値とその見積方法
- 〔集約記載〕 使用した算定技法、基礎数値の見積方法は、内容が同一のものについて集約して記載する。
- (4) 権利確定数の見積方法
- 〔注記内容〕 勤務条件や業績条件（株価条件を除く。）の不達成による失効数の見積方法
- (5) 未公開企業の場合
- ① 自社の株式の評価方法を注記する。
 - ② 本源的価値法による場合の注記に関する簡便法
報告期間中に権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の計算については、月中の平均株価を基礎として算定する等の簡便で合理的な算定方法によることができる。
- (6) 条件変更を行った場合
以上の注記事項に変更が生じた場合は、その変更内容について注記する。
- (7) 財貨又はサービス取得の対価として自社株式オプション又は自社の株式を用いる場合
該当する項目につき、Stock・オプションの場合の注記に準じて開示を行う。

本公開草案によりコメントを求める点

会計基準及び適用指針に関する本公開草案の全体がコメントの対象となる。

なお、本会計基準及び適用指針においては、連結財務諸表と個別財務諸表とを特に区別して記載しているわけではないが、連結財務諸表における注記においては、親会社におけるストック・オプションと連結子会社におけるストック・オプションを対象として想定している。この点についても、コメントをいただきたい。

以 上